

市の責務

第 5 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、市民等及び事業者が迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に関し理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めるものとする。

（解説）

1. 本条は、市が果たすべき責務について規定し、市の役割を明らかにしたものである。
2. 「必要な施策を総合的に実施」とは、
 - (1) この条例に規定する迷惑行為を防止するための、市民等、事業者、飼養者及び土地又は建物の所有者等に対する意識の啓発及び広報活動の推進に関すること
 - (2) 市関係各課が情報を共有し連携すること
 - (3) 環境美化推進員等との協働すること
 - (4) 自治会連合会や単位自治会等と連携すること
 - (5) 磐田市内の事業所によって組織された団体等と連携すること
 - (6) 迷惑行為禁止の看板設置、啓発資材の配布や各種イベントの際に啓発活動を行うこと
 - (7) 「まち美化パートナー制度」等ボアランティア活動への積極的な参加を促進すること